

自動販売機設置事業者募集要項

カフーナ旭橋 A 街区管理組合（管理者 旭橋都市再開発株式会社 以後管理者という）が管理するカフーナ旭橋 A 街区における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を承知の上、申し込みしてください。

1 公募物件

別添公募物件説明書のとおり。

2 応募資格要件

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ていない者

(2) 次に該当する者は、応募することができません。

ア 法令等の規定により販売について許可・認可等を必要とする場合にあって、その許可・認可等を受けていない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3 公募条件等

(1) 設置事業者の地域要件

ア その住所が沖縄本島の市町村にあり、過去 5 年以内に沖縄県又は県内市町村の自動販売機設置許可の実績があること。

(2) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、別添公募物件説明書記載のとおりとします。

ただし、設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他管理者が必要と認めるときは、貸付契約を解除すること

がある。

イ 貸付料

設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）に、消費税相当額を加算した額を年額貸付料とする。ただし、令和元年度貸付料は、応募価格の月割り額に月数を乗じた額に消費税を加算した額を年額貸付料とします。

なお、年額貸付料は、管理者が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入してください。

※応募価格には、光熱水費は含みません。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費は、子メーターを設置するものについては、その使用実績に基づき算定した額とし、子メーターを設置しないものについては、カタログ等に示されている平均消費電力等を基に算定した額とします（基本料金及び消費税を含む。）。

また、光熱水費は、管理者が別途発行する納入通知書により、毎月、指定する期日までに設置事業者が管理者に納入するものとします。

別添公募物件説明書において、光熱水費を算定するための子メーターの設置を貸付条件としている物件については、設置事業者が計量法施行令（平成5年政令第329号）に規定する有効期間内の計量器を設置するものとし、当該経費及びその他自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の経費は、設置事業者の負担とします。

エ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置に努めること。

オ 転倒防止等の安全対策

自動販売機の設置に当たっては、JIS規格及び業界自主規制に準拠した転倒防止対策等を行うこと。

カ 販売実績の報告

次回公募の参考資料とするため、設置事業者は、1年間の販売実績（1台ごとの販売数量、販売金額）をとりまとめ、毎年4月末日までに管理者に販売実績報告（任意の様式で可）を提出してください。

(3) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 甲の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、管理者の指示に従うこと。

エ 販売品目は、物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。

なお、販売品目については、公募申込みまでに施設管理者と協議すること。

(4) 維持管理責任

ア 商品の補充、釣り銭管理など自動販売機及び空き缶処理等の維持管理は、設置事業者が行うこと。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、施設管理者の責めに帰することが明らかな場合を除き、施設管理者はその責めを負わない。

また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

オ 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

(5) 災害対応型自動販売機（フリーベンド）

設置事業者は次の項目にしたがい、災害対応型自動販売機を設置すること。

ア 別紙公募物件説明書で指定する自動販売機については、災害対応型自動販売機とする。

イ 当自動販売機の設置施設内において中又は大規模な災害が発生し、管理者が、当自動販売機にて飲料の提供が必要不可欠と判断した場合、自動販売機設置事業者は、当自動販売機内飲料在庫の提供に協力するものとする。

ウ 設置事業者は、機内在庫飲料の提供のために必要な専用鍵2本を事前に施設管理者に貸与するものとする。尚、専用鍵の貸与を受けた施設管理者は、災害発生時、フリードリンク・キースイッチの作動開始および作動終了の設定すべてについて責任をもって行うこととする。

エ 避難者が災害対応型自動販売機と認識できるよう表示等を工夫すること。

(6) 現状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに現状に回復すること。

また、設置事業者は、管理者に対し現状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益権その他一切の費用について、補償の請求をすることはできない。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間又は別添公募物件説明書記載のとおりとします。

※今回は5台合計年額の公募である。

(2) 必要な書類（各一部）

次の書類を提出してください。

- ア 応募申込書（第1号様式） ※封筒に封入すること。
 - イ 誓約書（第2号様式）
 - ウ 物件ごとの販売品目一覧（第3号様式）
 - エ 設置場所ごとの自動販売機のカタログ
（寸法、消費電力等が確認できるもの）
 - オ 3（1）に係る自動販売機設置実績（許可書、契約書等の写し）
- (3) 電話、ファックス、メールによる受付は行いません。

5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「2応募資格要件」に定める資格を全て満たしているものを選定対象者としてします。
- (2) 選定対象者のうちから、応募者の地域要件、販売品目等の内容等を審査し、適当であると認められた者で、かつ、管理者が定めた最低貸付料以上で最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者としてします。
なお、販売品目の内容等が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。
- (3) 設置事業者の決定は、概ね令和元年5月28日頃を予定しています。
設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を連絡します。会社ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の別を掲載します。

6 財産貸付申請の手続

設置事業者に決定された方は、別途定める期日までに次の書類を提出していただきます。

《財産貸付申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ①財産貸付申請書（指定様式）
- ②設置場所への自動販売機及び回収ボックスの配置図
- ③その他参考となる書類

7 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ア 正当な理由がなく指定する期日までに貸付けの手続に応じなかった場合
- イ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

- ・貸付手続に関する一切の費用（契約書に添付する印紙等）については、設置事業者の負担とします。
- ・自動販売機を設置した後、販売に係る許可、認可等が必要な場合は、当該許可、

認可等を受けたことを証する書類の写しを提出してください。